

「第6回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への議会の見解

Q. 【議員定数削減について】

議会改革特別委員会において、議論する中で定数削減の決着をすることなく、全会派一致ではありえないなら、本会議で採決すべきと考える。

Q. 【議員定数削減について】

・民間の会社では1ヶ月遅れば、どれだけ会社の儲けが減るのだと言われるのですが、議会では？1ヶ月でも1日でも早ければ市の負担が減るのでは？
自分が意見を言ってもまともな回答や議事録がない議会は減っても全然問題ない。減ったほうが市民のためになる。しっかりと議論しませんか。

1

議会の見解

平成22年12月定例会で、議会改革を進めるために議会改革特別委員会を設置しました。この委員会設置の主要目的は大きく分けて2点、すなわち議会基本条例制定と定数問題の協議であり、今日まで鋭意議論を重ねてきました。議会基本条例は、25年3月議会において、全会派一致、賛成で可決・成立し、4月1日より施行されています。

議員定数問題は、残念ながら全会派一致に至らず、当初目標の25年3月末までに結論を得ることができませんでした。

知立市議会は、全会派一致を尊重して議会運営を行うことを今日まで申し合わせとしてきましたので、一般的な議会運営上の課題や案件は、通常全会派不一致の場合は取り扱いを断念することになります。

しかし、この定数問題に関しては、たび重なる削減要望が出されてきた今日までの民意の重さや、平成23年11月に知立市議会が実施した市民アンケートの結果等を踏まえ、6月定例会開会日の6月6日に、現行23人の定数を20人に削減する、知立市議会議員定数条例の一部を改正する条例を提出しました。これは、地方自治法第112条で、議員の定数の12分の1以上の者の賛成で議会に議案を提出できるという規定、すなわち議員が有する最高権限であります法律規定により行ったもので、提出者は市政会代表、賛成者は知立政策研究会、民友クラブ、公明党の各代表で提出し、長時間に及ぶ質疑や討論を経て、採決の結果、賛成18人、反対4人の賛成多数で可決・成立しました。

この条例が改正されたことに伴い、地方自治法第91条第1項には、市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。第2項で、議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これをおこなうことができない。と規定されていますので、平成26年7月末か8月に予定の知立市議会議員選挙で、今回条例改正された議員定数20人で選挙が執行され、ここで初めて3人削減の運びとなります。

Q. 【議会基本条例】

- ・ 反対する議員はいなかったか？
- ・ 制定するまで、どのくらいかかったか？
- ・ 内容については、どのように決めたか？
- ・ 知立市議会独自のものはなにか？

2

議会の見解

平成22年12月定例会で、議会改革特別委員会を設置して以来、2年3箇月に渡り議会基本条例制定や定数問題等議会改革の主要問題について鋭意協議を重ねてきました。

平成25年3月定例会閉会日の3月26日に、「知立市議会基本条例」が全員賛成で可決・成立しました。条例制定までには、条例内容の基本的方針を策定する、議会改革特別委員会内に設置した政策部会を17回、内容や方針を最終決定する議会改革特別委員会を33回開催しました。

内容の検討は、まず、先進10議会（京丹後、伊賀、松本、豊田、岡崎、高浜、流山、名古屋、三重県、栗山町議会）の議会基本条例の分析・検証、平成23年11月に市民アンケートを実施し民意の把握、先進市議会（京丹後、松本市議会）から講師を招聘し勉強会の開催、友好都市の伊那市議会との議会改革に関する意見交換会の開催、先進市議会の視察調査（流山市議会、取手市議会、伊那市議会等）、そして市長以下市当局との打ち合わせ、調整などを実施しながら内容を精査していきました。

平成25年1月26日には議会基本条例シンポジウムの開催、1月25日から2月7日までの14日間で市民からの意見募集を行い、平成25年2月に条例素案を確定し、3月定例会最終日に条例が成立しました。

条例の構成としましては、市民に開かれた議会、議員が議論する議会、議員が行動する議会の3本柱の実現に向けた議会運営の理念、その理念を具体化するための制度、その制度を作動する原則などを定めています。

条例の内容で、独自なものとしましては3点あります。

第1点目は、条例前文に、日本国憲法前文の理念を引用し、市政は市民の負託によるもので、その権利の源は市民にあるとし、主権在民を基調とする民主主義の原理を明記した点であります。

第2点目は、議会基本条例はあくまで、憲法第93条第1項に規定される、議事機関としての議会の最上位法に位置付け、あくまでも知立市の最上位法は、知立市まちづくり基本条例とし、その第7条を遵守する規定を議会基本条例第2条第2項に明記した点であります。

第3点目は、この議会基本条例制定が議会改革の最終目標でなく、条例を遵守した市民に身近で開かれた議会運営の実践が重要であり、第4条第4項に議会改革に継続的に取り組まなければならないと規定した点であります。

これらの理念や独自の特徴を具体化するために、自由討議の実施や政策討論会の開催、地方自治法第96条第2項の議決事件の拡大や議会報告会の開催、出前講座の実施などを規定しました。今後、この基本条例をベースに、これらの制度を駆使して、自由闊達な議論を行い、二元代表制の機能を最大限に高め合意形成を図り、市民のためのしっかりした意思決定ができる制度を確立し、公正で民主的な市政の発展や市民福祉の向上に全力で取り組んでいきます。

Q. 【議事録について】

- ・ 前回の議会報告会での議事録は一部のアンケートだけで回答もよくわからない内容だ、市民側は意見を言う権利があり議事録を知る権利もある。議会側は解り易く回答する義務があり、議事録を残す義務があるはずだ。怠慢？不都合な真実？回答する能力が無い？誰にきけばよいか教えてもらいたい。
- ・ 知立まちづくり委員会議事録見たことあるのですか。お金もらってなくても作成してますよ。議会報告会議事録と比べてどうなのか教えてもらいたい。

議会報告会実施要綱第8条に、報告会の記録は、委員会で作成すると規定されています。この規定に沿って市議会では、報告会ごとに粛々と記録を作成し、ホームページや議会だよりで公表しています。

まず議会報告会の全体議論を録音し、終了後、議会改革特別委員会で重要な部分を極力ピックアップし、要点記録を作成します。その中で、特に重要なもの、市民に周知しなければならないもの、最新の情報提供が必要なもの等参加者のニーズをしっかりと見極め、公表すべき記録を精査します。

そして、議会、市担当部局からの回答が揃い次第、報告会の記録と市民のご意見とそれに対する回答を特別委員会で最終決定し、順次ホームページや議会だよりで公表していますし、議会報告会で資料として配布しています。

質問者の一部アンケートだけで回答もよくわからない内容だとのことですが、議会としましては、特別委員会で十分協議して、最適の記録や回答の公表に努めているものと考えています。

ですから、公表している情報以上の内容を確認したい場合は、事務局に更に細かい要点記録は保管していますので、お越しいただいて、知立市情報公開条例に基づく閲覧請求をしていただき、報告会の細部的な内容の確認をしていただければ幸いです。

ただ、質問者言われるように、本会議の議事録（会議録）に関しましては、地方自治法第123条第1項に会議録作成義務があり、また、知立市議会会議規則第82条の規定により永年保存として、議会図書館に冊子が保管されていますし、ホームページで平成15年分から公表しています。また、常任委員会の会議録作成義務は、法的には規定されていませんが、議会改革の一環として、この地方自治法の本会議会議録作成義務規定を尊重して、近隣他市に先駆けて、全ての会議録を平成20年分から公表の対象にしました。

ただ、代表者会議や全員協議会その他の調整会議及び議会だより編集委員会等、委員会の議論の性質上なかなか政策過程が中心的議論に終始する委員会等は、やむなく要点の記録に留める場合もあります。この議会報告会も全体の趣旨を損なわない限りにおいて、質問者も言われている通り、市民、参加者に分かり易い報告を旨とし、的確に公表するために実施要綱第8条で記録を作成する規定にした経緯はご理解いただければ幸いです。

怠慢、不都合な真実、回答する能力がない等、度々趣旨が理解しにくい質問者からの一方的なご指摘をいただいておりますが、私ども議会は、あくまでも、地方自治法第115条等第1項会議公開の原則、第123条第1項会議録の作成義務、第4項及び知立市会議規則第79条の報告・公表、配布の義務等を厳守して、議会運営していますのでご理解賜れば幸いです。

なお、質問者ご指摘のまちづくり委員会の議事録等も含め、教育委員会、監査委員会、その他の行政委員会や市の審議会、協議会の議事録や記録、あるいは市の外郭団体の各記録もある程度承知していますが、それぞれに取り組み、仕様も当然違いがあります。要は、各組織・団体とも情報公開法のなかで市民や会員が知る権利をしっかりと公開して、透明性を確保し、よりよい組織運営を目指す中から、情報公開、公表にしっかりと取り組んでおられると認識させていただいております。それらの記録様式や手法の比較検討は、あまり意味をなさず、また、他組織に対して僭越な話につながりますし、コメントは特段ありません。

議会は、憲法第93条第1項に規定する議事機関として、地方自治法やまちづくり基本条例や議会基本条例、会議規則等をこれからもしっかりと遵守し、市民に開かれた議会に向け、取り組みの強化を図っていきたくて考えていますのでご理解下さい。

3

議会の見解

<p>Q. 【提案】</p> <p>市民の発言の場にて、毎度同じ人が発言しているのが目立ちます。沢山の方が挙手しておられますので、一度発言した人は4, 5回聞く側に回るように出来ないものでしょうか？ （司会者の方が前もって注意を促す）一人でも多くの参加者の意見を聞きたいと思います。</p>	
4	<p>議会の見解</p> <p>質問者ご指摘の問題は、過去にも度々いただいており、私ども議会側も苦慮しています。多くの市民の貴重なご意見をいただくために、議会報告会・市民との意見交換会を開催していますので、このようなご意見をいただくのは、大変心苦しい思いであります。</p> <p>議会報告会実施要綱第7条には、報告会の企画・内容は議会改革特別委員会において決定すると規定していますので、より有意義で参加しやすい議会報告会を目指すためにも、また、1人でも多くの参加者の意見をいただけるように、今後特別委員会で、企画・内容をしっかり検討して、ご指摘の問題が改善できるように努力していきます。</p>

<p>Q. 【あなたのご意見について】</p> <p>①意見を出して報告会にて対応しない場合の意見の扱いはどうなるのか。 ②意見具申者は回答がいただきたい。（取り扱いのフローがわからない） ③回答出来ないなら、収集しないなど ④以前提出したが、回答なし。（住所/氏名記入済）</p>	
5	<p>議会の見解</p> <p>議会報告会兼市民との意見交換会は、今回で6回目であります。</p> <p>毎回前半で、議会報告、後半で市民との意見交換会を開催しています。意見交換会でありますから、市民から出されたご意見やご要望には、できるだけ報告会の中で、的確に答弁するように心がけています。</p> <p>ご意見、ご要望の中には、現在議会でも検討中の政策等もあり、即答できないことも正直あります。</p> <p>また、時間の関係で、答弁できなかったものや、回答ができなかったものも含めて持ち帰り、議会改革特別委員会において、議会制度関係は議員が回答を作成し、市の政策や事業に関しては担当部局に回答を依頼し、作成した回答は議会のホームページや議会だよりで公表していますし、また、次回の議会報告会で回答書を配布しています。</p> <p>ただ、ご意見や質問の趣旨や内容によりましては、回答の作成が困難な場合もあり、回答を保留することもありますので、その場合は、再度報告会にお越しただいて、具体的にご意見いただくか、事務局にご一報いただければ幸いです。今後も、より有意義な議会報告会を目指して、極力市民の切実なご意見には誠意をもって回答をしていきたいと考えています。</p>

Q. 【議会報告】

・議会が議論したところ、どのような効果があったのか定量的に数値にて出してほしい。それによって、どれだけの効果があったかわかりやすい。
長く長くの説明は知らない。このことに対しての市民からの質問でよい。前から何回も言ったり書いているが回答がない。
そのことより第2部をもっと時間を取り、十分意見を議論することが必要。条例条例ばかり時間を掛けて何か結果が出ましたか。どの様な結果が出たか教えて下さい。何かおかしいところはありますか。回答を求めます。

議会の議論では、各議員がそれぞれのテーマに基づき毎議会一般質問や議案質疑、委員会質疑等を行っています。

その中では、その政策の導入根拠や効果、数値やデータを織り交ぜて議論が交わされていますので、質問者の知りたい政策テーマは、ホームページで本会議の会議録は平成15年分（委員会では平成20年分）から全て公表していますし、議会だよりでも、質問と答弁方式で概要は掲載されていますのでご参照下さい。

なお質問者の趣旨が、議会改革や議会制度の議論に関しての効果の数値化、データの提供ということであるのならば、議会制度や議論の性質上大変難しいと感じます。議会制度のどの部分を数値化するのか、それが可能なのか、どのように出すのか、何を根拠に出したらよいのか、名案がありましたらご示唆いただけると幸いです。

また、議会報告会で長い説明は知らないとのこと指摘ではありますが、議会報告会実施要綱第3条に、報告会は、1、議会の活動状況、2、条例、予算、決算等の審議状況及び議決の内容等、3、その他重要と思われる事項を報告していく規定になっています。

私ども議会は、議会の活動を理解していただき、情報の提供及び市政や議会の議論の現状を知っていただく重要な機会と考えていますので、要綱の規定通り約1時間は議会報告をしっかりと実施していきますのでご理解下さい。

また、議会報告会全体では、要綱第5条に規定の開催時間は概ね2時間で、第2部の市民との意見交換会も約1時間を割いていますので、多くの市民が参加でき、市民の貴重なご意見をいただけるように、企画も更に十分に検討していきます。他の参加者からも、特定個人の意見ばかりが余り偏らないようにすべきとのこと指摘もいただいていますので、より多くの参加者が、平等に意見が言える、意見交換ができるような制度を検討し、今まで以上に有意義で充実した報告会及び意見交換会になるように、取り組んでいきたいと考えます。

議会基本条例は、平成22年12月に議会改革特別委員会を設置して以来、2年3カ月に渡り議論を重ね、平成25年3月26日に「知立市議会基本条例」が全員賛成で可決成立しました。

この条例制定は、議会改革の最終目的ではなく、今後、この条例の精神を遵守して、市民に身近で開かれた議会運営の実践こそが重要と考えます。

これから、更なる議会改革を推進し、自由闊達な議論を通して、議会の活性化を図り、二元代表制の機能を高め、市政の発展や市民福祉の向上を目指していきます。

6
議会の見解